

## おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地震、津波等の自然災害から県民の安全、安心の確保を図るため、おおいた防災・減災対策推進事業実施要領(令和4年3月25日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、市町村が事業実施するのに要する経費及び自主防災組織、防災士会又は福祉施設等が事業を実施するのに要する経費及び市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、避難所等とは、被災者等を一時的に滞在させる施設及び災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所をいう。

### (補助対象事業、経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 避難所等備蓄品を整備する場合は、避難所運営マニュアル
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

### (補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等)
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。補助事業変更承認申請があった場合は補助金交付決定通知書(第6号-1様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第8号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第2号様式)

(2) 収支精算書(第9号様式)

(3) 契約書又は見積書の写し

(4) 完成写真

(5) 検査調書の写し

(6) 領収書又は請求書の写し

(7) 防災訓練等の実施報告書

※報告を要する事業を実施した場合(別表補助要件参照のこと)

(8) 【間接補助の場合】間接補助事業者(自主防災組織等)が市町村長に対して行う実績報告に係る以下の書類の写し

・契約書又は見積書

・完成写真

・領収書又は請求書(明細がわかるもの)

・防災訓練等の実施報告書

※報告を要する事業を実施した場合(別表補助要件参照のこと)

(9) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年度の予算に係るおおいた防災・減災対策推進事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年度の予算に係るおおいた防災・減災対策推進事業費補助金から適用する。

別表

補助対象事業	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率	補助要件	
避難所等環境向上事業	施設整備等	市町村	市町村の指定避難所等で避難者が安全安心に過ごせるよう、生活環境の向上や感染症対策を目的とした施設整備に要する経費に対して補助する。	1 バリアフリー設備、空調設備、洋式トイレ等の設置及び工事に要する経費 2 ペット同行避難者の受け入れに必要な飼育ゲージなどの備蓄品の購入経費 3 その他、避難所における生活環境や感染症対策に必要な施設整備、備蓄品購入に要する経費 (例示品) ①非常用発電機、太陽光パネル・蓄電池等 ②簡易トイレ及び付属用品 ③間仕切り、テント、段ボールベッド、マット等 ④消毒液、石けん、ペーパータオル、マスク等	補助対象経費の1/3以内 なお、避難所運営マニュアル未策定の市町村は、補助対象経費の1/6を限度とする。 なお、福祉避難所等の施設整備、備蓄品購入を行う場合は補助対象経費の1/2以内を限度とする。	※1
		自主防災組織等	自主防災組織等が、避難所の生活環境の向上や必要となる避難所等の備蓄品の購入のために要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対して補助する。	1 バリアフリー設備、空調設備、洋式トイレ等の設置及び工事に要する経費 2 ペット同行避難者の受け入れに必要な飼育ゲージなどの備蓄品の購入経費 3 その他、避難所における生活環境や感染症対策に必要な施設整備、備蓄品購入に要する経費 (例示品) ①非常用発電機、太陽光パネル・蓄電池等 ②簡易トイレ及び付属用品 ③間仕切り、テント、段ボールベッド、マット等 ④消毒液、石けん、ペーパータオル、マスク等	補助対象経費の10/10以内ただし、果費補助限度額は市町村が事業実施主体に補助又は助成する額の1/3を限度とする。 なお、避難所運営マニュアル未策定の市町村に係る果費補助限度額は、市町村が事業実施主体に補助する額の1/6を限度とする。	※1
		福祉施設等(福祉避難所として指定を受けた施設または指定が見込まれている施設)	福祉施設等が、福祉避難所の生活環境の向上や必要となる避難所等の備蓄品の購入のために要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対して補助する。	1 バリアフリー設備、空調設備、洋式トイレ等の設置及び工事に要する経費 2 ペット同行避難者の受け入れに必要な飼育ゲージなどの備蓄品の購入経費 3 その他、避難所における生活環境や感染症対策に必要な施設整備、備蓄品購入に要する経費 (例示品) ①非常用発電機、太陽光パネル・蓄電池等 ②簡易トイレ及び付属用品 ③間仕切り、テント、段ボールベッド、マット等 ④消毒液、石けん、ペーパータオル、マスク等	補助対象経費の10/10以内ただし、果費補助限度額は市町村が事業実施主体に補助する額の1/2を限度とする。	※1
	通信機器等整備	市町村	市町村が指定避難所等における災害情報の収集や通信が、現場で即時にできるよう実施する機器等の整備に対して補助する。	1 公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備に要する経費 2 テレビ、ラジオ等の情報収集機器、受信機器の整備に要する経費 3 津波避難後救援ポイントを含む孤立地区対策としての特設公衆電話、簡易無線、衛星携帯電話等の整備に要する経費 4 マイナナンバーカードリーダーの整備に要する経費	補助対象経費の1/3以内 なお、避難所運営マニュアル未策定の市町村は、補助対象経費の1/6を限度とする。 なお、福祉避難所等の施設整備、備蓄品購入を行う場合は補助対象経費の1/2以内を限度とする。	※1
		自主防災組織等	自主防災組織等が災害時に市町村等と情報交換や通信が、現場で即時にできるよう、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対して補助する。	1 公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備に要する経費 2 テレビ、ラジオ等の情報収集機器、受信機器の整備に要する経費 3 孤立救援ポイントを含む孤立地区対策としての特設公衆電話、簡易無線、衛星携帯電話等の整備に要する経費 4 マイナナンバーカードリーダーの整備に要する経費	補助対象経費の10/10以内ただし、果費補助限度額は市町村が事業実施主体に補助又は助成する額の1/3を限度とする。 なお、避難所運営マニュアル未策定の市町村に係る果費補助限度額は、市町村が事業実施主体に補助する額の1/6を限度とする。	※1
		福祉施設等(福祉避難所として指定を受けた施設または指定が見込まれている施設)	福祉避難所に指定された福祉施設等が災害時に市町村等と情報交換や通信が、現場で即時にできるよう、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対して補助する。	1 公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備に要する経費 2 テレビ、ラジオ等の情報収集機器、受信機器の整備に要する経費 3 孤立救援ポイントを含む孤立地区対策としての特設公衆電話、簡易無線、衛星携帯電話等の整備に要する経費 4 マイナナンバーカードリーダーの整備に要する経費	補助対象経費の10/10以内ただし、果費補助限度額は市町村が事業実施主体の1/2を限度とする。	※1
		市町村等	市町村等が津波避難後救援ポイントを含む孤立地区対策として、災害情報の収集や通信が現場で即時にできるよう実施する機器等の整備に対して補助する。	1 公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備に要する経費 2 テレビ、ラジオ等の情報収集機器、受信機器の整備に要する経費 3 孤立救援ポイントを含む孤立地区対策としての特設公衆電話、簡易無線、衛星携帯電話等の整備に要する経費 4 マイナナンバーカードリーダーの整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内	※1

補助対象事業	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率	補助要件
自主防災組織等 活性化推進事業	市町村	市町村が、住民の自助・共助の意識の醸成及び自主防災組織又は防災士会等が災害時に適切な行動ができるよう組織等の機能維持・向上に向け実施する防災・減災活動のために要する経費に対して補助する。	1 避難訓練などの防災訓練、防災学習会に係る経費 (1) 専門家等への報償費、費用弁償、委託料 (2) 訓練実施に必要な用品等の購入費及び借上料 (3) 訓練の指導者・参加者に係る保険料 (4) 適切な避難行動に寄与する災害・避難カードの作成費 (5) 啓発資料印刷費（地震・津波に係る事前防災・災害発生時の対応、地震保険加入促進等）	補助対象経費の1/2以内	防災訓練等の実施
			2 避難・救助活動用具の購入等に係る経費 (1) パール、傘、ジャッキ、ストレッチャー、AED等の購入費 (2) 防災資機材倉庫の設置費	補助対象経費の1/2以内	
	自主防災組織等	自主防災組織等が住民の自助・共助意識の醸成や、組織等の機能維持・向上に向け実施する防災・減災活動のために要する経費に対して、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対して補助する。	1 避難訓練などの防災訓練、防災学習会に係る経費 (1) 専門家等への報償費、費用弁償、委託料 (2) 訓練実施に必要な用品等の購入費及び借上料 (3) 訓練の指導者・参加者に係る保険料 (4) 適切な避難行動に寄与する災害・避難カードの作成費 (5) 啓発資料印刷費（地震・津波に係る事前防災・災害発生時の対応、地震保険加入促進等）	補助対象経費の10/10以内ただし、異費補助限度額は市町村が事業実施主体に補助する額の1/2を限度とする。	防災訓練等の実施
			2 避難・救助活動用具の購入等に係る経費 (1) パール、傘、ジャッキ、ストレッチャー、AED等の購入費 (2) 防災資機材倉庫の設置費	補助対象経費の10/10以内ただし、異費補助限度額は市町村が事業実施主体に補助する額の1/2を限度とする。	
避難路等整備事業	市町村	市町村が、迅速且つ安全に避難するための避難路または津波避難後救援ポイントの整備を目的として、避難路の整備や、緊急避難場所の安全設備等の設置に要する経費に対して補助する。	1 地域住民が自然災害から迅速且つ安全に避難するために使用する避難路や津波避難後救援ポイントの整備に要する経費 (1) 避難路や津波避難後救援ポイントの舗装・整地に係る経費 (2) 避難路の手すり及びスロープの設置に係る経費 2 緊急避難場所等の安全設備等に要する経費 <例示品> 照明、表示板（※2）・のぼり、案内図、転落防止柵等	補助対象経費の1/2以内	「地区タイムライン」の作成 （緊防債対象事業）
			自主防災組織等	自主防災組織等が、迅速且つ安全に避難するための避難路等の整備を目的として、避難路の整備や、緊急避難場所の安全設備等の設置に要する経費に対して、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対して補助する。	1 地域住民が自然災害から迅速且つ安全に避難するために使用する避難路や津波避難後救援ポイントの整備に要する経費 (1) 避難路や津波避難後救援ポイントの舗装・整地に係る経費 (2) 避難路の手すり及びスロープの設置に係る経費 2 緊急避難場所等の安全設備等に要する経費 <例示品> 照明、表示板・のぼり、案内図、転落防止柵等
その他	市町村	市町村が、補助対象事業以外の防災・減災対策の推進に資する事業実施のために要する経費に対して補助する。	市町村が実施する防災・減災対策に資する事業に要する経費	補助対象経費の1/2以内	—
			自主防災組織等	自主防災組織等が、補助対象事業以外の防災・減災対策の推進に資する事業実施のために要する経費に対して、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対して補助する。	補助対象経費の10/10以内ただし、異費補助限度額は市町村が事業実施主体に補助する額の1/2を限度とする。

※1:補助対象経費が国の緊急防災・減災事業債の対象となる場合は補助要件に防災訓練等の実施を加える。  
 ※2海抜表示板を補助対象とする場合は設置と注意喚起を市町村報やホームページに掲載することを補助要件に加える。  
 補助対象事業のうち、国等の補助又は助成金を活用する並びに地方債を充当（予定も含む）する事業は除く。  
 緊急防災・減災事業債の対象となる事業については5,000千円を補助対象経費の上限とする。  
 補助対象事業ごとに異補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第1号様式（第4条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付申請書

第 年 月 日  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年度において、下記のとおりおおいた防災・減災対策推進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 避難所等備蓄品整備を実施する場合は、避難所運営マニュアル
- (4) その他知事が必要と認める書類

事業計画（実績）書

（単位：円）

事業名	地区名	事業完了予定日	事業内容・数量	補助対象経費			補助率	県費補助額	備考
				計 (B) + (C) (A)	自主防災組 織等負担額 (B)	市町村 負担額 (C)			
合 計				(うち工事請負費 円)					



第4号様式（第5条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金補助事業変更承認申請書

第 年 月 号  
日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった年度おおいた防災・減災対策推進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

※ 3添付書類（1）事業計画書（第2号様式）及び（2）収支予算書（第3号様式）については、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。



第5号様式（第5条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 日  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった年度おおいた防災・減災対策推進事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第6条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) その他、大分県補助金交付規則、おおいた防災・減災対策推進事業実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (10) 大分県補助金交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - (イ) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
  - (ロ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

第6号-1様式（第6条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で変更承認申請のあった 年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) その他、大分県補助金交付規則、おおいた防災・減災対策推進事業実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- (10) 大分県補助金交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - (イ) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（購入品目・場所・構造・規模の変更以外の変更等）
  - (ロ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減

第7号様式（第9条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付請求書

第 年 月 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今 回 請 求 額	残 額	事業完了予定 (完了)年 月 日	備 考
円	円	円	円		

第8号様式（第10条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金実績報告書

第 年 月 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度おおいた防災・減災対策推進事業について、下記のとおり実施したので、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第9号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 防災訓練等の実施報告書  
※報告を要する事業を実施した場合（別表補助要件参照のこと）
- (8) 【間接補助の場合】間接補助事業者（自主防災組織等）が市町村長に対して行う実績報告に係る以下の書類の写し
  - ・契約書又は見積書
  - ・完成写真
  - ・領収書又は請求書（明細がわかるもの）
  - ・防災訓練等の実施報告書※報告を要する事業を実施した場合（別表補助要件参照のこと）
- (9) その他知事が必要と認める書類

収 支 精 算 書

1 収入

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
県費補助金				
市町村費				
その他				
計				

2 支出

（単位：円）

項 目	精算額	予算額	増減	備 考
計				

第10号様式（第11条関係）

年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金の額の確定通知書

第 年 月 日

市町村長名 殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度おおいた防災・減災対策推進事業費補助金実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。